

精神障害者精神科通院医療費助成制度実施要綱

1 目的

精神障害者（児）および精神障害老人の精神科通院医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

3 定義

(1) 対象精神障害者（児） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 52 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号の規定による精神障害に要する費用に限る。以下「精神通院医療費」という。）の支給認定を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する者を除く。）をいう。

ア 障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「令」という。）第 6 条第 3 項に定める 1 級に該当する者

イ 障害の程度が令第 6 条第 3 項に定める 2 級に該当する者

(2) 対象精神障害老人 高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条に定める者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 52 条第 1 項の規定に基づく自立支援医療費（精神通院医療費）の支給認定を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 障害の程度が令第 6 条第 3 項に定める 1 級に該当する者

イ 障害の程度が令第 6 条第 3 項に定める 2 級に該当する者

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

イ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用する場合

を含む。)

オ 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

カ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

キ 高齢者の医療の確保に関する法律

(4) 助成対象者 市（町）の区域内に居住する対象精神障害者（児）および対象精神障害老人で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。）をいう。

(5) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、対象精神障害者（児）または対象精神障害老人を現に監護しているものをいう。

(6) 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者または共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により、医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

4 助成の範囲

(1) 対象精神障害者（児）および対象精神障害老人の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条第 1 項の規定により支給を受けている精神通院医療費について、医療保険各法により保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあっては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、市町で定める手続きに従い、当該助成対象者または保護者に対し、その満たない額に相当する額を助成する。ただし、当該医療について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたとき、または附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

(2) 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額および当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(3) 精神科通院医療費は、対象精神障害者（児）および対象精神障害老人の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 54 号。以下「措置令」という。）第 52 条の表第 6 条の 4 第 1 項に規定する額を超えるときは、助成しない。

対象精神障害者（児）および対象精神障害老人の配偶者の前年の所得または対象精神障害者（児）および対象精神障害老人の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項

に定める扶養義務者で、主として当該対象神障害者（児）および対象精神障害老人の生計を維持する者の前年の所得が、措置令第 52 条の表第 5 条の 4 第 2 項の項下欄に規定する額を超えるときも、同様とする。

- (4) 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第 6 条および第 6 条の 2 に規定する所得範囲および計算方法とする。

5 助成の方法

(1) 精神科通院医療費の助成を受けようとする者は、助成申請書に当該医療に要した額を証する書類、その他市町長が必要と認める書類を添え、市町長に申請するものとし、市町長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市町長は、当該助成申請について、精神科通院医療費の助成を行うことが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。

(2) 前項の規定にかかわらず次項の規定により精神科通院医療費の助成があったものとみなされるときは前項の規定は適用しない。

(3) 市町長は、助成対象者または保護者が滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、当該助成対象者または保護者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

(4) 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者または保護者に対し、精神科通院医療費の助成があったものとみなす。

6 助成の期間

(1) 精神科通院医療費の助成は、次項に定める場合を除き、対象精神障害者（児）にあっては助成対象者となった日の属する月の初日から、対象精神障害老人にあっては助成対象者となった日から、それぞれその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療にかかる精神科通院医療費について行うこととする。

(2) 助成対象に該当する者が月の中途において市町の区域内に居住することとなった者であるときは、当該居住することとなった日からとする。

7 県の補助

精神障害者（児）および精神障害老人の精神科通院医療費、請求事務手数料および支払事務手数料について、県は予算の範囲内において市町が実施する本制度による事業のために支出した費用の額から不正受給等により助成金の返還をさせた収入額を控

除した額に、次の補助率を乗じた額とする。

- | | | | | |
|--------------|-----|-----|------|-----|
| (1) 精神科通院医療費 | 県負担 | 1/2 | 市町負担 | 1/2 |
| (2) 請求事務手数料 | 県負担 | 1/2 | 市町負担 | 1/2 |
| (3) 支払事務手数料 | 県負担 | 1/2 | 市町負担 | 1/2 |

付 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。